

長野市農業委員会 第 21 回総会議事録

- 1 日 時 令和 3 年 10 月 29 日 (金)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 2 時 41 分
- 2 場 所 会議室 202 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員
1 番 善財 良治 2 番 池田 昌子 3 番 青木 保
4 番 曾根 信一 5 番 田中 章一 6 番 岡村 豊
7 番 鈴木 洋一 8 番 青木 明夫 9 番 小林 清男
10 番 村田千代春 11 番 佐藤 太吉 12 番 小滝 愛子
14 番 中島 清 15 番 林部 安壽 16 番 羽田 悟
17 番 中澤 澄夫 18 番 関 正和 19 番 吉原 俊夫
20 番 松田 光平 22 番 塚田 厚 23 番 和田 修
24 番 北原 幸平 25 番 北村 正彰
- 4 欠席委員
13 番 北村 守 21 番 酒井 昌之
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 市川 隆道 主幹事務局長補佐 竹下今朝光 事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 竹内 晃仁 主 査 佐藤 康貴 主 査 駒村貴久美
農業政策課
課長補佐 牧野 健一 専 門 員 山口 浩之
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第 187 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて
議案第 188 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 189 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 190 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 191 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第 192 号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第 193 号 非農地決定について
報告第 87 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 88 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 89 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 (2 a 未満) の届出について
(2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第 194 号 県外及び県内他市町村視察研修について

曾根会長代理 お忙しい中ご苦労さまです。11月15日から3月15日まで狩猟が解禁されます。私も地元で鳥獣保護管理員というものをやっています、春から月に2回、副会長と地区をまわりながら有害鳥獣の被害報告の状況等を住民から得ています。農業委員会の各地区の皆さんにおきましては、有害鳥獣の減少について、ご協力いただきたいと思います。特に怪我等、事故が無いように願っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、第21回の総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。はじめに農業委員会憲章の唱和ですが、通常ですと委員の皆さんにご唱和いただくのですが、新型コロナウイルス感染対策のために、私が農業委員会憲章を読み上げますので委員の皆さんは着席のまま黙読をお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。ただいまから第21回の総会を開催いたします。お手元に総会次第及び資料を用意しておりますので、ご確認をいただきたいと思います。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は、在任委員25名中23名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号13番 北村守委員、21番 酒井昌之委員です。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いいたします。

青木会長 改めまして、皆さんこんにちは。3カ月ぶりに全員そろっての会議の設定をするということで、すいません、ちょっと選挙との関係で会場が十分に広い所を確保できなくて、ご勘弁いただきたいと思います。台風19号は、大きな水害の傷痕を残したのですけれども、もう2年になりますね。長沼地区、豊野地区の皆さんがたは、まだ大きな傷痕を、物質的にもそうですし、心の傷痕もまだ癒えない状況でございまして、先日、ちょっと用事がありまして、長沼と豊野地区を回ってきましたけれども、たまたま畑にいた方にお話を聞きましたが、特に春のいわゆる霜による晩生種の収穫量が非常に少ないということ、それから、リンゴの表面のさびだとか変形等々によって品質がだいぶ落ちているということで、深刻な言い方ですと、本当に今年の暮れを越せるかどうかというふうな言い方もされていまして。一部の方は農地をそのままにして、まだ戻られない状況とのこと、穂保や赤沼に戻れないというお声も聞きました。非常にまだ痛みが続いているなど

いうふうに感じました。

JA 全農さんが信州の果実という本を毎月、発行しています。その 10 月号に前長沼地区の農業委員でありました●●さんが寄稿されていまして。その中で、細かいことは省略しますが、正直言って、ここ 2 年間、非常に毎日、苦勞の連続だったということで、何とか明りを少しでも求めたいということをおっしゃって、なおかつ、これまでにご協力いただいた多くの市民の方、ボランティアの方含めて後押ししていただいているんだということに糧に、何とか地区の特産であるリンゴの再起をとの決意で、これからも地域の中で体力の続く限り頑張っていきたいということを書かれていました。私自身も非常にこれを見て、胸にぐっとくるものがありましたけれども、私たちの立場といたしましては、引き続き災害に強い農業の実現に向けて、環境を整えていく活動をしていきたいと考えております。

新型コロナの感染については、皆さんがたも報道等でご承知かと思えますけれども、いずれにいたしましても長野県、それから長野地域も感染レベルとしてはほぼ正常な状況にきているだろうというふうに見ています。この前の阿部知事さんのお話ですと、ワクチンの 2 回接種が今月末で 8 割いくだろうと、11 月上旬には 85 パーセントを超える見込みだということをおっしゃってました。そういう意味でも、周りの環境も非常にそのような状況から、私ども、とにかくこのコロナ禍の中でいろいろ耐えてきたのですけれども、ようやく明かりが見えてきたのかなという気持ちでいっぱいです。

昨年、コロナ禍で、人・農地プランについて各地区で地域の意向をまとめていただいたり、それから、各所との懇談会等を持ってもらって、一定の骨組み案、それぞれ地区で作っていただきました。これについては、結果は県を通して国のほうに報告をされていますけれども、問題は中身ですよ。まだ細かく詰め切れてないところもたくさんありますので、コロナがある程度、収束すれば、基本的なルールを守りながらも、できれば関係者にも集まってもらって、その辺の説明をするわけですね。できれば来年の春までにはもう少ししっかりしたプランを作って、前進させたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、今回の地区調査会で農政課のほうから説明とお願いがありましたけれども、新規就農者の支援をもうちょっと踏み込んでやろうという話をしていただきました。皆さんご承知のとおり、今、国の一番大きな新規就農者への支援事業とい

うのが、農業次世代人材投資事業という事業でございます。49歳までを上限として、いわゆる就農する2年前から一定の支援金を出して研修をし、それから、さらに農業に就農してから5年間、一定の支援をしながら一人前の農家に育てていくという研修です。私ども農業委員会としては、就農者の評価を私が今、代表で行っております。一つは、この人が適切かどうかという評価の面接を行っています。それから、当然、中間でも営農計画を出してもらいますから、営農計画に対してきちっと計画どおりしているかどうかというデータと、それから面接をします。そういったことについて、各委員さんは関わっていません。私の考え方として、できれば、長野市中に対象者の方おられますから、それぞれの農業委員、それから最適化推進委員が自分のところのいわゆる新規就農者に対して直接的なサポートをぜひお願いをしたいという提案でございます。親元就農の方はお父さん、お母さんがちゃんと地域でもって農地も環境もある程度、整っていますけれども、全く地縁のない方が長野でやろうというところが一番、困っていることは、農地をどうやって借りようかということなのですね。それから、住む地域の実態も全く分からない。そのためにはぜひ地域のいわゆる農業に対してはナンバーワンの農業委員、最適化推進委員に力をお借りして、新規就農者を育てていくという一役を農業委員会として買っただきたいというのがこの趣旨でございますので、ぜひご理解とご協力をお願いしたいと思っています。

それから、ちょっと長くなりますけれど、もう一点は、同じく今回の調査会で、委員・推進委員の活動報告書の集約をしたものを、中間ではございますけれども、出させていただきました。これは、数字をご覧になって皆さんがたはお分りのとおり、新しい制度、新しい書き方ということで、この春からスタートをいたしまして、去年に比べまして正直、相当、皆さん、細かく活動記録を記載されていると私自身は見ております。内容もそうですし、ボリュームも増えているというふうに感じております。今、県、それから国のほうでは相当、細かく農業委員、最適化推進委員の活動に対する評価がどういう形でされているのか、どういう形でそれを地域の皆さんがたに分らせるような努力をしているのかということ、シビアな形で地域の農業委員会のほうに求めてきております。

そんなことから、私たちはできるだけやったことについてはきちんと記録をして、正直にそれぞれ必要なところに出す

といいなと思っておりますので、いずれにいたしましても、これから管理が厳しくなるということも含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。ちょっと長くなりますけども、今日もいくつかの議案を提案させていただきますので、よろしくご審議のほどお願ひいたします。終わります。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、市川事務局長、お願ひします。

市川事務局長 どうもこんにちは。事務局の市川でございます。本日、ご多用の中、青木会長はじめ委員の皆さまには第 21 回長野市農業委員会総会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。狭い会場となってしまいまして、窮屈かと思ひますが、どうぞよろしくお願ひいたします。3 カ月ぶりに全委員が一堂に会しての総会となります。事務局といたしましては、説明を簡潔に行うなど、会議時間の短縮に努めてまいりたいと思ひますので、ご理解のほど、よろしくお願ひします。本日の会議事項は、農地法関係等の議案が 8 件、報告の案件が 3 件でございます。ご指導のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。なお、私、申し訳ございませんが、この後、用務のため 30 分間ほど中座をさせていただきますので、よろしくお願ひします。終わりに、事務局に人事異動がありましたので、この場をお借りしましてご報告を申し上げます。

9 月の総会ご出席委員にはご報告済みではございますが、10 月 1 日付で農地調整担当の西部地区調査会を担当しておりました萱間主査が市民窓口課へ異動となりまして、新たに駒村主査が資産税課から当事務局へ転入いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。駒村主査から自己紹介を申し上げます。

駒村主査 農政担当の駒村貴久美と申します。委員の皆さまにはこれから大変お世話になりますが、どうぞご指導のほどよろしくお願ひいたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任していただきます。青木会長、議事進行をお願ひいたします。

議長 それでは、青木でございます。規定によりまして議長を務めさせていただきますので、よろしくご協力のほど、お願ひを申し上げます。着座にて失礼をさせていただきます。それでは、最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号 19 番吉原俊夫委員、議席番号 22 番 塚田厚委員にお願ひいたします。よろしくお願ひします。

議事に入る前に確認いたします。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。事前にこの規定に該当するとの申し出はありませんでしたが、ここで再確認をいたします。本日の議案案件の中に、委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がございましたら、お申し出ください。

【該当者なし】

議 長 ありませんね。では、なしと認めます。それでは、今日の議事の訂正等ございましたら、事務局から報告をお願いします。

佐藤主査 事務局の佐藤です。議案の修正等はございません。以上です。

議 長 議事に入ります。農地法に関する事項について審議を行います。議案第187号農地法第3条の規定による許可の取消しについてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 事務局の竹下です。初めに、本日の資料ですけれども、農地法議案に係る本冊の他、農振除外に係る意見聴取の別冊がございます。よろしくお願ひいたします。それでは、着座にて失礼いたします。議案第187号農地法第3条の規定による許可の取消しについてご説明申し上げます。第21回総会農地法議案の1ページをご覧ください。番号1番の1件でございます。本案件につきましては、本年8月の第19回総会において、申請者、●●さんの農家創設に伴い、所有権移転のご決定をいただいたものです。今回、理由欄に記載のとおり、申請内容に誤りがあり、許可の取消し願ひがあったため、ご提案させていただくものであり、議案第188号3条許可申請の番号7番と関連するものです。

申請の内容は、農地の受人を●●さん個人ではなく、奥さんとの共有に変更するものであり、ご夫婦での農家創設をするため、いったん許可の取消しをするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。本議案は、長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により、地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは、東部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村と申します。この案件につきまして、亡く

なられた前の土地所有者の●●さんという方の司法書士さんのほうから、遺言状の中の公正証書の中に、10分の6、10分の4ということで、2人と契約をしてほしいというような内容だったということで、1人での申請だったのですが、それを取り消して、新たにまたご夫婦で申請するということになりました。そんなことで、特に問題はないということ調査会のほうでは判断をさせていただきました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに東部地区調査会長の報告について、ご発言のある方、挙手をお願いいたします。特にありませんか。

【質疑なし】

議 長 それではなしと認めます。意見がないようでございますので、採決に入らせていただきます。議案第187号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしましたので、議案第187号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第188号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

竹下主幹兼事務局補佐 それでは、議案第188号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。農地法等議案の3ページをご覧ください。番号1番から5ページの8番までの8件でございます。内容は全て有償による所有権移転案件となります。なお、3ページの3番、4ページの6番、5ページの7番の3件は農家創設案件です。申請案件の内容につきましては、農地法第3条第2項の各号に掲げる、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました本議案は、長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1番、お願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。ナンバー1の1件につきましては、地域との調和要件等、支障が生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断をいたしまし

- た。以上です。
- 議 長 続きまして、西部地区調査会長から、2番、3番をお願いいたします
- 岡村地区調査会長 西部調査会の岡村でございます。調査会で検討いたしました結果、許可条件に適合しており、問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。
- 議 長 続きまして、南部地区調査会長から、4番から6番をお願いいたします。
- 村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。よろしく申し上げます。4番と5番は、等価による農地交換です。問題ないと思います。6番は、農家創設です。地区調査会で営農計画のご説明をいただきました。受人の方は、群馬から空き家とその農地を購入してこちらへ移ってこられて移住された方です。米と野菜を生産して、直売所とか農協、また、SNSの仲間への販売をするというふうなお話でした。継続的に耕作をできるものと認められるため、問題ないと判断しました。以上です。
- 議 長 続きまして、東部地区調査会長から、7番と8番、お願いいたします。
- 北村地区調査会長 東部地区の北村です。7番につきましては、取消しの案件のほうと同じものなのですが、一応、2名ということになりまして、●●さんと、外1名とありますが、これは、奥さんということでもあります。奥さんも、登記簿のほうに登録することになると、やりがいか、そういうのが出るだろうというようなことと、奥さんも一生懸命やっていきたいという意向もありますので、許可相当ということだと思います。8番についても、農業ができなくなったということで、9番の方に農地を託したということでもあります。調査会で検討した結果、許可条件に適合しておりまして、特に問題はないというふうに判断いたしました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
- 善 財 委 員 員 はい。
- 議 長 善財委員。
- 善 財 委 員 員 3番ですが、農家創設案件で、受人は千葉県在住という方のようですが、この辺、もう少し詳しく説明していただければと思います。住宅等の関係ですね。
- 議 長 これは、そうしましたら事務局から回答申し上げます。
- 竹 下 主 幹 兼 3番の案件ですが、千葉県の●●さん外1名ということ
事務局 長 補 佐 で、ご夫婦での受人ということでもあります。ご夫婦でこちら

に移住されるということなのですが、取りあえず、奥さんのほうが先に来て、入山地区で野菜等を栽培する農業をスタートされるようです。旦那さんのほうは、会社のほうを退職した後、来られるというようなことを聞いておまして、ゆくゆくはご夫婦で農業をされると聞いております。以上です。

岡村地区調査会長
議 長
岡村地区調査会長

よろしいですか。
どうぞ。

今、お話にあったとおりでございまして、まだ2人とも向こうにいるのですけども、ここをご購入されまして、最終的には2人でこちらで農業をしたいということではありますが、まだ旦那さん、勤めておりますので、奥さまが先に来て農業をやり、覚えながら、週末には旦那さんが来て一緒にやって、それで、退職後は2人でやっていきたいということでございますので、よろしくお願ひします。

議 善 財 委 員 長
善 財 委 員 長

善財さん。

了解しました。

他に意見ございますか。質問ございますか。それでは、質問を切りたいと思います。採決に入ります。議案第168号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長

全員の方の賛成を確認できました。議案第188号は原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第189号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

竹下主幹兼
事務局 長 補 佐

議案第189号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。番号1番から3番までの3件です。1番は、住宅敷地を拡張する転用案件です。2番は、農業用作業所、集出荷スペースを設置する転用案件です。3番は、自己用の住宅を建築する転用案件です。内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております。許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。ご審議のほど、お願ひを申し上げます。

なお、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に進達いたしました農地法第4条の申請1件及び4条の計画変更申請1件の案件は許可済みとなっております。以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました。それでは、案件について各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会

- 長から、1番と2番、お願いします。
- 関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。2件ですが、ナンバー1については、5条のナンバー3との関連案件であります。それぞれ住宅の拡張ということで、母親と娘が4条、5条の関係の申請になっております。周辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。
- 議 長 続きまして、西部地区調査会長から、3番お願いします。
- 岡村地区調査会長 西部地区調査会の岡村でございます。この案件は、自己用住宅を建築する案件でございます。許可条件についても特に問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。
- 議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。
- 【質疑なし】
- 議 長 特にないですね。それでは、採決に移らせていただきます。議案第189号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしましたので、議案第189号は全て許可相当と決定をいたしました。
- 続きまして、議案第190号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 竹下主幹兼 議案第190号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。農地法等議案の9ページをご覧ください。番号1番から13ページの13番までの13件です。1番は、自己用住宅を建築する転用案件です。2番は、新田川の河川改修工事に伴い、仮設通路、資材置場として一時使用するもので、許可日から令和4年3月31日までの一時転用案件です。10ページをご覧ください。3番は、自己用住宅、カーポートを設置する住宅敷地の拡張に伴う転用案件です。なお、4条の1番の関連案件ですけれども、親子の共有名義で住宅等を建築するため、土地所有者でない子どもが借人となり、住宅を建築するものでございます。
- 続きまして、4番は、農家住宅を建築する転用案件です。11ページをご覧ください。5番、6番は、駐車場を設置する転用案件です。7番は、駐車場、物置を設置する転用案件です。8番は、駐車場を設置する転用案件です。12ページをご

覧ください。9番、10番は、農家分家住宅を建築する転用案件です。11番は、農業後継者別棟住宅を建築する転用案件です。13ページをご覧ください。12番は、農業後継者別棟住宅を建築する転用案件です。13番は、資材置き場を設置する転用案件です。また、番号1番、3番、9番、10番は備考欄に開発許可の記載がございますが、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。

以上、説明申し上げました申請案件のその他の内容につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております、許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。また、先月の総会で許可すべきものをご決定をいただき、県に申請いたしました11件の案件は全て許可済みとなっておりますので、ご報告いたします。以上になりますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは、1番から13番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1番から5番、お願いいたします。

関 地区調査会長 　北部地区調査会の関です。ナンバー1からナンバー5の5件について、周辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないと認められるため、北部調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 　続きまして、西部地区調査会長から、6番、お願いいたします。

岡村地区調査会長 　西部調査会の岡村でございます。この案件は、駐車場を設置する転用案件でございまして、許可条件に適合しており、問題ないと判断をさせていただきました。以上でございます。

議 長 　続きまして、中部地区調査会、北原委員から、7番から9番、お願いいたします。

北 原 委 員 　中部地区の北原です。番号7番、8番、9番、共に周辺農地への営農条件に支障の生じる恐れがないと認められ、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 　続きまして、南部地区調査会長から、10番、お願いいたします。

村田地区調査会長 　南部調査会、村田です。地区調査会で検討した結果、許可要件に適合し、周りの農地にも影響はないと判断しました。問題ないと思えます。以上です。

議 長 　続きまして、東部地区調査会長から、11番から13番、お

願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。11番と12番につきましては、農家後継者の住宅ということと、あと、13番についてですが、資材置場ということでありますが、粉碎した石などを置く場所がもうなくなってきたということで、現在の石置き場の横に休耕した農地があったということで、そちらのほうをお借りして石を置くというような理由となっております。周りの農地には影響はないということでありますので、調査会では特に問題なしということで判断させていただきました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので、採決に移ります。議案第190号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成の確認ができましたので、議案第190号は全て許可相当と決定をいたしました。

続きまして、議案第191号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼 事務局 長 補佐 議案第191号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明申し上げます。農地法等議案の15ページをご覧ください。相続した農地が高い評価額により、相続税を課税されると、農業を継続したくても、その税金を払うため売却せざるを得ないという問題が生じるため、相続した農地で引き続き農業をしていく場合は、一定の要件の下、相続税の全部、または一部の納税が猶予される制度です。この制度を利用して税務署へ申告するためには、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が必要となります。特例を受けるための主な要件として、相続人は引き続き農業経営を行うと認められる人であることです。また、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業の特定貸付けを行った場合にも適用されることになっております。今月は1件ですが、その適格者であるか、ご決定をいただくものでございます。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、北部地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の

- 報告をお願いいたします。
- 関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。この案件につきましては、経基法で発している案件でありまして、適格者であると認められるということで判断いたしました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の説明について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。
- 議 長 【質疑なし】
- 議 長 質問等はございませんので、採決に移ります。議案第 191 号に賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員賛成が確認できました。よって議案第 191 号は原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 続きまして、議案第 192 号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。
- 竹下主幹兼 事務局長補佐 長 すいません、農業政策課がまだ見えていないので、先に議案 193 号の方をお願いしてもよろしいでしょうか。
- 議 長 はい。では、事務局から提案がございました。それでは、引き続き、次の議案でございまして。議案第 193 号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 竹下主幹兼 事務局長補佐 長 議案第 193 号 非農地決定についてご説明申し上げます。本冊の 17 ページをご覧ください。番号 1 番から 10 番までの 10 件でございまして。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付し、農地所有者からの非農地通知交付申請書により総会で非農地決定をお願いするものでございます。表の下に集計が載っております。今月、ご決定いただくものは山林が 5 筆で、面積が 1,473 m²、原野が 5 筆で、面積は 2,960 m²、合わせて 10 筆、4,433 m²でございまして。ご審議のほど、よろしくお申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。松代、鬼無里、中条ですね。特にないですね。
- 議 長 【質疑なし】
- 議 長 無いようでございますので、採決に入ります。議案第 193 号を原案のとおり決定する旨に賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。議案第 193 号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、農政課の担当者が来られていますので、戻りまして、議案第 192 号の審議に入りたいと思います。議案第 192 号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から進行方法についての説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課
山 口 専 門 員

農業政策課、山口です。遅れてしまって大変申し訳ございませんでした。私のほうから議案第 192 号 農振除外等に係る意見聴取についてのご説明をいたしたいと思います。資料については、右上に別冊と書かれたものになりますので、よろしくをお願いいたします。着座で失礼いたします。最初に資料 1 ページ、おめくりいただきまして、今回の提出案件につきまして、ご説明いたします。今回の農振整備計画の変更につきましては、農振の編入が 1 件、除外が 5 件となります。最初に、進行方法についてご説明いたします。まず、編入 1 件につきまして説明し、質疑応答後にご決定をいただければと思います。続きまして、農振除外 5 件についてご説明、質疑応答後にご決定いただければと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。それでは、最初に編入 1 件につきまして、ご説明いたします。

ページは 2 ページのほうをご覧ください。編入番号 1 です。申出者は多面的機能支払交付金の対象農地として適用を受けるために今回、編入を申し出るものでございます。土地所有者は●●さん、申出地は篠ノ井布施五明字村前下●●、編入面積は 2,060 m²で、地目は田となっております。なお、3 ページから 4 ページ、5 ページにかけて、それぞれ写真等、付いてございますので、参考にご覧いただければと思います。編入につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議

長 ただ今、農業政策課より説明をいただきました。それでは、南部地区調査会長から調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

村田地区調査会長

南部地区調査会、村田です。地区調査会で検討した結果、現在も水稻を耕作しており、周辺農地、また周辺施設に影響を与える恐れがないと判断しました。問題ないと思います。以上です。

議

長 ただ今の農業政策課の説明並びに地区調査会長からの説明について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがですか。農振編入ですね。特にないですかね。

【質疑なし】

議

長 無いようでございますので、採決を行います。議案第 192

号の編入1件につき、編入することが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきましたので、編入1件については編入することが相当であることを決定し、長野市長に意見を提出いたします。

次に、除外案件についての説明をお願いいたします。

農業政策課 山 口 専 門 員 ありがとうございます。続きまして、除外5件につきまして、ご説明申し上げます。一括説明させていただきます。資料につきましては、6ページをご覧ください。除外番号1です。事業計画者及び土地所有者の●●さんですけれども、農業用倉庫、資材置き場及び作業スペースとして利用するために今回、申出をするものでございます。除外申出地につきましては、若穂牛島字村南沖●●、地目は田、除外面積は238㎡、川田土地改良区の受益地となっておりますけれども、土地改良事業等の実施はございません。農地法につきましては、1種農地で、農業用施設で転用の見込みあり、開発許可は農業用倉庫のため許可不要となっております。また、除外5要件につきましても全て満たしておる状況でございます。お願いいたします。

続いて、内容説明です。事業計画者は若穂牛島地区において果樹、りんご、梨、桃を中心に3,500㎡ほど営農しております。自宅に隣接する農地に農業用機械、トラクター、スปีードスプレーヤー、乗用草刈機を保管するために倉庫を建設し、また、農業用資材置場及び作業スペースとして使用するため、今回、申出をするものでございます。なお、7ページから10ページに位置図、それから配置図、立面図、それから計画図と付いてございますので、参考までにご覧いただければと思います。

続きまして、11ページです。除外番号2、事業計画者と土地所有者さんは●●さんで、現在、自宅の駐車場として使っているところでございます。今回、追認ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。除外の申出地は北郷●●で、地目は畑、除外面積は177㎡、土地改良区の受益地ではなく、土地改良事業等の実施もございません。農地法は1種農地ですけれども、既存施設の拡張で転用の見込みあり。開発許可は都市計画区域外のため、許可不要となっております。また、除外5要件につきましても、全て満たしておる状況です。

続きまして、内容説明です。事業計画者は自宅の駐車場として以前から利用しておりましたが、申出地が農用地区域の

変更が必要という認識がなかったため、今回、改めて申し出をするものでございます。12に位置図、13ページに配置図、14ページには現状の写真を付けてございます。参考までにご覧をいただきたいと思っております。

続きまして、16ページです。除外番号3、事業計画者は有
限会社●●で、現在、建設土木工事、また、解体業を営んで
ございますが、隣接する自己所有地と一緒に●●さん、●●
さん所有の土地を購入予定で、資材、車庫及び解体材の置き
場として既に利用しておるため、今回、追認となります。申
出地の場所ですけれども、赤沼字下河原土手内●●、地目は
畑、除外面積は250㎡、長野平土地改良区の受益地ですけれ
ども、土地改良事業等の実施はございません。農地法は2種
農地で、既存施設の拡張転用の見込みあり。開発許可は建築
物がないため、許可不要となっております。また、除外5
要件につきましては、全て満たしている状況です。

続いて、内容説明です。事業計画者は建設、土木、解体工
事を行っておりますが、土木用資材や車両及び解体材の置場
として使用しており、農用地区域の変更が必要という認識が
なかったため、今回、改めて申し出をするものでございます。
17ページから19ページに位置図、それから配置図、写真等
を添付してございますので、ご確認をいただければと思いま
す。

次に、20ページです。除外番号4、事業計画者は株式会社
●●ですけれども、新潟県から関東方面へガスのパイプライン
網を整備して、天然ガスを供給する特定ガス導管事業を行っ
ている事業者でございます。現在、川中島町御厨地籍に緊急
対応用の保安施設、遮断バルブを設置しておりますけれども
も、施設が老朽化していることと、また、バルブの開閉作業
も現在は手動で行っているということから、緊急時に迅速な
対応が困難なため、遠隔操作が可能な新しい施設の整備を計
画しており、現施設に隣接する●●さん所有の土地に建設を
するため、申し出をするものでございます。除外申出地は川
中島町御厨字中沢●●、地目は畑、除外面積は398㎡、長野
県下堰土地改良区の受益地ですけれども、土地改良事業等の
実施はございません。農地法は1種農地ですが、公共性の高
い事業で転用見込あり。開発許可は公益上必要な建築物で、
許可は不要となっております。また、除外5要件について
も、全て満たしておる状況でございます。

次に、内容説明です。事業計画者は新潟県で産出する天然
ガスや海外の液化天然ガスを関東方面等へ送るため、パイプ

ライン網を整備している事業者であります。パイプラインを管理するための保安施設が老朽化しており、安全と安定供給を図るため新たに施設を整備するものです。なお、21 ページから 22 ページに位置図、それから配置図のほう、載っておりますので、参考にご覧をいただければと思います。

最後に、23 ページをご覧ください。除外番号 5 です。事業計画者の●●さんは●●さん所有の土地に農家分家住宅を建設するために今回、申し出をするものでございます。除外申出地は豊野町石字南清水●●外 1 筆となっております。地目は畑、除外面積は 247.31 m²、豊野町土地改良区の受益地となっておりますが、土地改良事業等の実施はございません。農地法は 1 種農地ですが、集落接続で転用見込あり。開発許可は農家分家住宅で見込ありとなっております。除外 5 要件につきましても全て満たしておる状況でございます。

続きまして、内容説明ですけれども、事業計画者は豊野地区において、果樹を 4,000 m²ほど耕作している両親宅内の別棟に現在、居住しており、実家の農業を手伝ったりしておるところですが、子どもの成長に伴って手狭となったことから、実家に近い除外申出地において農家分家住宅を建設するため、今回、申し出をするものでございます。実家につきましては、姉が継承をする予定となっております。なお、24 ページに位置図、それから 25 ページ、26 ページにはそれぞれ配置図、立面図等を付けてございますので、参考までにご覧をいただければと思います。農振除外につきましては、説明は以上でございますので、よろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは、各地区調査会長から調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。初めに東部地区調査会長から、1 番、お願いいたします。

北村地区調査会長 　東部地区の北村と申します。この方、果樹を中心に営農しているのですが、今回、実家の横に、トラクターやスピードスプレーヤーという機械等を雨等から守るために、倉庫を造るということと、238 m²ということで、面積が広いんですが、作業スペースもその中に入れるというようなことでありまして、作業をしやすいようにというようなことで計画したようであります。調査会としては、除外要件を満たしているということで、特に問題はないと判断させていただきました。以上です。

議 長 　続きまして、北部地区調査会長から、2 番、3 番、5 番、お願いします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。ナンバー 2、3、5 の 3 件につきましては要件を満たしており、許可できるというふうに調査会では判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会、北原委員から、4 番、お願いいたします。

北 原 委 員 中部地区の北原です。中部地区の案件 4 番は、原案のとおり決定をすることで問題ありません。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の農業政策課の説明並びに地区調査会長からの報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議 長 特にご意見がないようでございますので、採決に移らせていただきます。議案第 192 号の除外 5 件について、除外相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認できましたので、除外 5 件についても除外することが相当であると決定し、長野市長に意見を提出いたします。これにて案件関係は全部終わりました。

それでは、続きまして、報告第 87 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 88 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、及び報告第 89 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設(2 アール未満)の届出についての 3 件について、事務局から説明をお願いいたします。

竹 下 主 幹 兼 事務局 長 補 佐 報告第 87 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出についてご報告申し上げます。19 ページをご覧ください。番号 47 番から 20 ページの 52 番までの 6 件です。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。4 条の転用届けとなり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては、記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 88 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出についてご報告申し上げます。21 ページをご覧ください。番号 100 番から 23 ページの 111 番までの 12 件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届で、農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては

は、記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 89 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設(2 アール未満)の届出についてご報告申し上げます。25 ページをご覧ください。番号 1 番から 3 番までの 3 件でございます。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で、要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要ですが、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容については記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件の 3 件についてご説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

議 長 　ただ今、事務局から報告第 87 号、第 88 号及び第 89 号について説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですね。

【質疑なし】

議 長 　質問はないようでございますので、報告案件ですのご了解をいただきますようよろしくお願ひいたします。以上で農地法等に係る事項についての審議を終了いたしました。

続きまして、議案第 194 号 県外及び県内各市町村視察研修についてを議題といたします。それでは、事務局から本案件の説明をお願いいたします。

竹内事務局長補佐 　事務局農政担当の竹内です。議案第 194 号 県外及び県内各市町村視察研修について、をご覧いただきたいと思えます。こちらにつきましては 8 月の総会におきまして、視察実施可否については、10 月の総会で最終判断をすることとしておりました。先日、10 月 13 日に開催されました役員会におきましては、コロナが落ち着きを見せている中にありますが、冬場に向け第六波やクラスターが懸念されるという意見が出ました。また、参考として載せてございますが、市議会におきましては、9 月 27 日の議会運営委員会で、令和 3 年度の視察の実施、受入れは取りあえず中止決定をしたということでお聞きしております。ただ、県内視察は今後、コロナの状況で検討すると聞いております。そのような中、資料の中段に、8 月の総会の資料を抜粋して載せてございますが、案の 1 と案の 2、視察を実施する場合としない場合ということで、役員会で協議した中では、案の 2 の視察研修をやめて、合同研修を充実させるということで決定しました。

資料の下段になりますが、合同研修会(案)ということで

記載してございますが、まず日時であります、2月は市長懇談会がございますので、1月28日の金曜日に設定させていただきます、時間は午後1時半から5時まで、場所につきましては、ホテルメトロポリタン長野、参加対象が全農業委員、推進委員67名ということで予定しております。それで、内容ですが、前半は講演中心としまして、今年度は災害も多いと話題になっておりますが、温暖化に対応した栽培技術について県の果樹試験場。それから、農業共済制度、収入保険制度のお話を共済組合からお聞きできればと考えています。

それから、後半は、会長の挨拶でもありましたが、委員の活動状況について、活動が多い委員から発表いただいたり、また、台風の災害復興状況の報告、それから、活動を通じた皆さんの課題、それを地区調査会ごとに意見交換していただいて、最後に、発表・総括を考えていまして、研修会終了後には、5時15分から同ホテルの宴会場で懇親会を予定してございます。ただ、新型コロナウイルスの感染状況によりましては、研修会及び懇親会を中止する場合がありますので、ご了承いただきたいと考えています。事務局からは以上です。

議 長 　ただ今、事務局より県外並びに県内各市町村の視察研修についての提案をいただきました。これより審議に入ります。ご意見のある方の挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですかね。なかなかこういう状況下で県外視察、相手のこともあるのでなかなか検討が難しいということで、一層、もう一度、足元を見直して、身内できちっとやりましょうというわけでございますので、日程は1月28日というふうに決めていただきましたので、日程調整も含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【質疑なし】

議 長 　それでは、特別、ご質問がないようでございますので、採決に入ります。議案第194号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございます。全員賛成を確認できましたので、議案第194号は原案のとおり決定といたします。

本日、予定をしておりました議題につきましては以上ですけれども、その他、委員の皆さんのほうからご意見等々ございましたら、お受けいたしたいと思ひますけど、いかがでしょうか。特にありませんか。それでは、大変、ご審議をご協

力いただきまして、ありがとうございました。計画どおり進行することができました。全て終了いたしましたので、議長の座を退任させていただきます。ありがとうございました。

曾根会長代理 青木会長、議長大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に、8のその他に移ります。今日は農業政策課のほうから皆さんに報告したいことがあるということでお聞きしておりますので、農業政策課のほうからお願いします。

農業政策課 後ろから失礼します。農業政策課の牧野と申します。農業委員の皆さん、また、最適化推進委員の皆さま等、ご協力を得まして、おかげさまで第2期農業振興アクションプランのパブリックコメントの時期を迎えることができました。週明けの11月1日から1ヶ月間、市民意見の募集ということで、パブリックコメントを行います。本件につきましては広報ながの11月号に記事を掲載しております。おかげさまで、何とかここまで運んでくることができました。この場をお借りしまして、農業委員の皆さまと最適化推進委員の皆さんのご協力に感謝申し上げます。いただいたご意見は、反映できるところは反映しまして、今回の案に盛り込んでおります。また、委員の皆さま、ホームページ上ではありますが、この案、ご覧いただきまして、ご意見ありましたらホームページのほうで提出することができますので、何かございましたら、お寄せいただけますと幸いに存じます。以上、御礼のご報告になります。皆さん、どうもありがとうございました。

曾根会長代理 ありがとうございます。事務局から今後の日程、説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 それでは、事務局から今後の日程ということで、次第をご覧いただきたいと思います。次第の下に次回の第22回総会ということで記載してございますが、11月30日の火曜日、午後1時半から午後3時半を予定しております。場所につきましては、ここの横の会議室、203会議室になります。それから裏面に、11月の調査会の日程、また、今後の会議日程等を記載しておりますので、予定等をご確認いただきたいと思います。事務局からは以上になりますがよろしく申し上げます。

曾根会長代理 全体を通して、なにかありましたら、お願いしたいと思います。よろしいですか。

【発言なし】

曾根会長代理 以上で第21回の総会を終了といたします。長時間ありがとうございました。

